

作動部を「強くたたく」について

消防省令(別紙)ではエアゾール式簡易消火具(消棒 RESCUE)が放射するための作動力の数値を決めています。当社の消棒 RESCUE は「作動部をたたく」ことにより放射するタイプなので、省令上「〇・五キログラムのおもりを三十センチメートルの高さから作動部に自然落下させたときに作動部に加わる力」以下で作動することが求められています。消棒レスキューの重さは約 370gなので、この力で換算すると作動部を下に 65 cmから硬い地面に落とした力となります。これをまとめると以下ようになります。

「消棒 RESCUE」の作動部に 500gのおもりを 30 cmから落とす」又は、
「消棒 RESCUE」の作動部を高さ 65 cmから垂直に地面に落とす」

省令の趣旨は誤作動などを防ぐために簡単に作動させてはいけませんが、あまりに作動力の上限値を高くしてもいけないものと理解しています。

このため、消棒 RESCUE については、500gのおもりを 15 cmの高さから作動部に落とす(0.5J)と作動するように設定、設計、製造、検査されています。

使用時、手のひらや握りこぶしで叩く場合は 30 センチ程上から強くたたく事が望ましいです。

この力を数値によって取扱説明書等で説明しても理解を得られることは難しいため、「強くたたく」という表現にしていますが、子供や力のない方が不十分な力によってたたいた場合には作動せず又は、ボンベの封版に小さな穴が空き、噴射口のシーンを吹き飛ばすほどの圧力が生ぜず洩れるような放射になることもあり得ます。(ただしその場合でも放射の力は弱く人体に直接の影響を与えることはありません。)

別紙

※平成二十五年総務省令第二十六号
エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令

(操作の機構)

第五条 エアゾール式簡易消火具は、その保持装置から取りはずす動作、ホースをはずす動作及び損傷の防止又は不時の作動の防止のための措置(バルブの損傷を防止するための措置及び安全栓を含む。)を解除する動作を除き、一動作で容易に、かつ、確実に放射を開始することができるものでなければならない。

2 エアゾール式簡易消火具は、次の表の上欄に掲げる操作方法のいずれか一の方法を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる作動力(操作のために要する力又は力のモーメントをいう。以下同じ。) 以下で操作することにより作動して放射を開始することができるものでなければならない。

操作方法	作動力
押しボタンを押す	五十ニュートン
レバーを握る	百ニュートン
胴部をひねる(一回転四分の一以下の回転で放射を開始するものに限る。)	四ニュートンメートル
<u>作動部をたたく</u>	<u>〇・五キログラムのおもりを三十センチメートルの高さから作動部に自然落下させたときに作動部に加わる力</u>